

投資信託説明書(交付目論見書)

2012年6月2日

りそな・世界資産分散ファンド

追加型投信／海外／資産複合

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

- 委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]
大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
- ・ホームページ <http://www.daiwa-am.co.jp/>
- ・コールセンター 0120-106212(営業日の9:00~17:00)
- 受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行なう者]
株式会社りそな銀行

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (資産複合 資産配分固定型 (株式、債券、不動産投信)))	年12回 (毎月)	グローバル (除く日本)	ファミリー ファンド	なし

※商品分類・属性区分の定義について
くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉	
委託会社名	大和証券投資信託委託株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	151億74百万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	9兆6,344億44百万円
	(平成24年3月末現在)

- 本文書により行なう「りそな・世界資産分散ファンド（愛称：ブンさん）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成23年12月2日に関東財務局長に提出しており、平成23年12月3日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。）。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

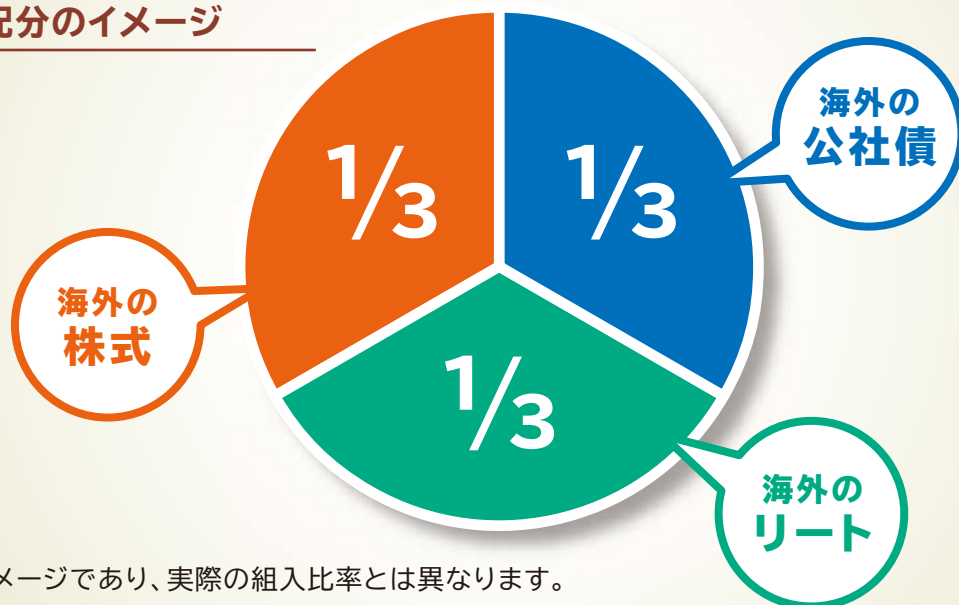
ファンドの目的

- 海外の公社債、リート（不動産投資信託）および株式に投資し、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざします。

ファンドの特色

1 海外の公社債、リートおよび株式にそれぞれ **3分の1ずつ** を目処に投資します。

資産配分のイメージ

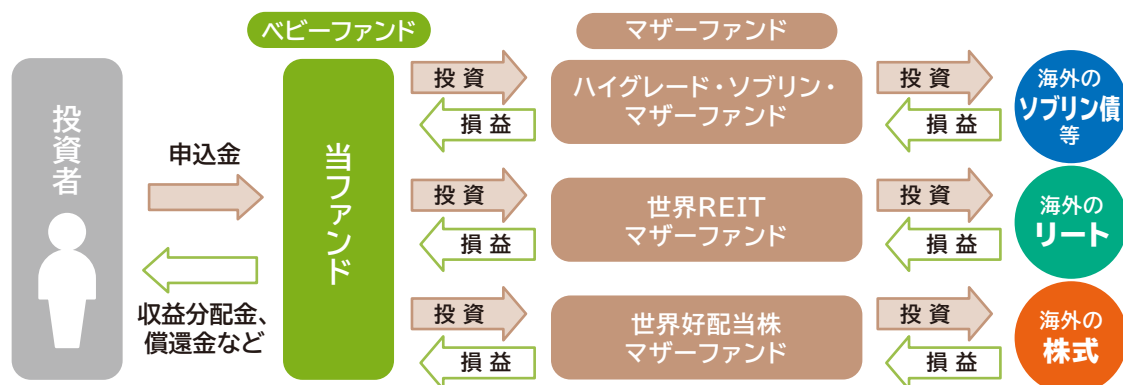


※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。
※市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

〈ファンドの仕組み〉

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



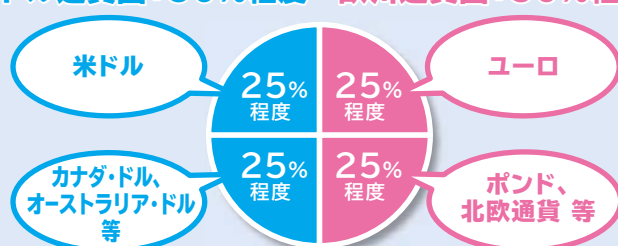
**海外の公社債への投資にあたっては、
ソブリン債等に投資します。**

※「ソブリン債等」とは、国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債などをいいます。

- **ドル通貨圏**（米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等）、**欧州通貨圏**（ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等）の2つの通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします。
- **ドル通貨圏内**では米ドルへの投資割合を50%程度、**欧州通貨圏内**ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。

ポートフォリオのイメージ

ドル通貨圏: 50%程度 欧州通貨圏: 50%程度



※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ

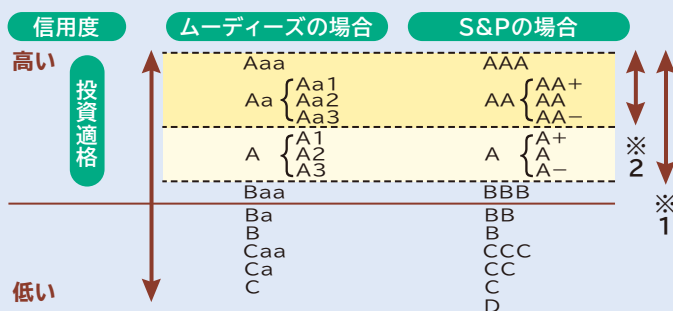
※ドル通貨圏および欧州通貨圏への投資割合は10%の範囲内で変動することがあります。

※欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、欧州通貨圏内のユーロおよびユーロ以外の通貨への配分比率を見直します。

(注)あくまでイメージであり、実際の投資割合が図のとおりとなるとは限りません。

- 国債の格付けは、取得時においてA格相当以上※1、国債以外の格付けは、取得時においてAA格相当以上※2とすることを基本とします。

債券の格付けについて



債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ（Moody's）やスタンダード・アンド・プアーズ（S&P）といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

※1 ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上

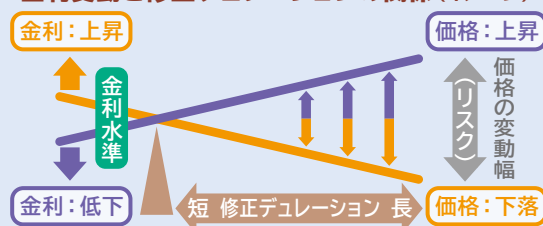
※2 ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上

- ポートフォリオの修正デュレーションは5（年）程度から10（年）程度の範囲を基本とします。

修正デューレーションについて

- 修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。
- 修正デュレーションが長いほど、金利が変動したときの債券価格の変動（ブレ幅）が大きくなります。

金利変動と修正デュレーションの関係(イメージ)



- 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。

3 海外のリートへの投資にあたっては、個別銘柄の投資価値を分析して、配当利回り、期待される成長性、割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

- 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 海外のリーートの運用は、コーエン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクが行ないます。

世界REITマザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーエン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

投資対象地域（イメージ）



コーエン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて

- ・米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- ・リート運用では最大級の資産規模。
- ・ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- ・優先証券、公益株、バリュー株その他の高配当株の運用にも進出。インカム重視の運用を全般に展開。
- ・所在地：アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク

リートへの投資のイメージ



（注）リート＝不動産投資信託（Real Estate Investment Trust, REIT）

- 少額から投資でき、さまざまな不動産に分散が可能になります。
- 専門家が不動産の選定を行ないます。
- 上場しているリートは換金性に優れています。

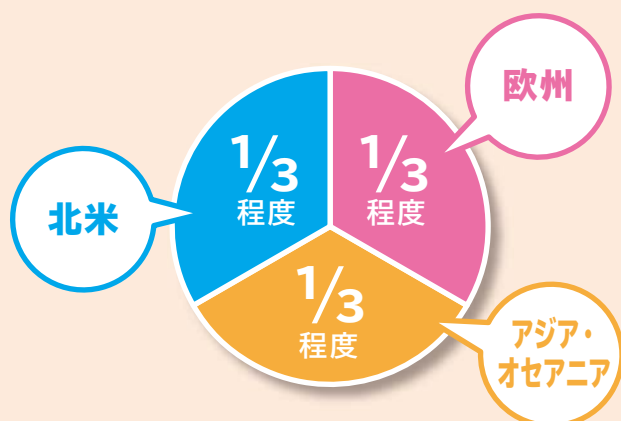
4

海外の株式への投資にあたっては、配当の質の高い企業を選定し、3つの地域に均等に投資することを基本とします。

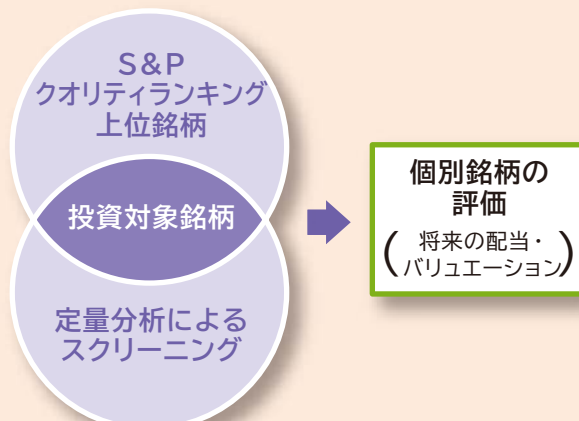
- 定量分析データ（S&Pクオリティランキング等）を参考に、配当の質の高い企業を選定します。
- 配当利回りの水準、時価総額規模、流動性を勘案します。
- 定性分析に基づき利益や配当の継続性を考慮します。

投資対象の地域別構成

（イメージ）



銘柄選定のイメージ



※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。



S&Pクオリティランキングについて

- ・スタンダード&プアーズ（S&P）のクオリティランキング（QR／IQR）は、企業の収益及び配当の安定性と成長性を評価する指標で、個別銘柄の中長期的な投資判断やポートフォリオの構築に利用されています。
- ・クオリティランキングは、一株当たり利益、一株当たり配当、売上高をもとに、独自のスコアリング手法に基づいて算出され、企業をA+、A、A-、B+、B、B-、C、Dの8つのランクで評価します。
- ・米国、日本その他世界各国の9,000銘柄以上にランキングが付与されています。

「Standard & Poor's」、「S&P」、「S&P Quality Rankings」、「S&P International Quality Rankings」は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーの登録商標であり、本商品の提供者である大和証券投資信託委託株式会社に対しては、その利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは本商品を推奨・支持・販売・促進等するものではなく、また本商品に対する投資適格性等に関し、いかなる意思表示等を行なうものではありません。スタンダード&プアーズは、大和証券投資信託委託株式会社や本商品の投資家及びその他いかなる者に対しても、S&P Quality Rankings及びS&P International Quality Rankingsその付随データの利用による結果に対して、明示的にも暗示的にも何ら保証等を行なうものではありません。スタンダード&プアーズは、S&P Quality Rankings及びS&P International Quality Rankingsの利用や投資目的への適合性やその販売性等に関し、一切の保証等を行なうものではないことを明示的に表明しています。

- ・保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

- ・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～4.の運用が行なわれないことがあります。

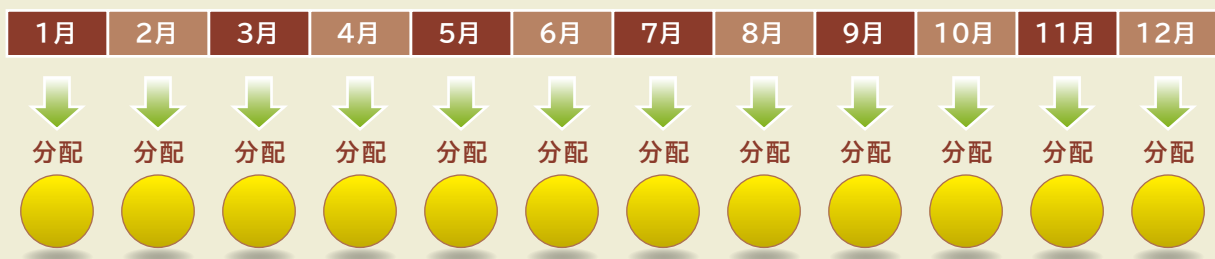
5

毎月9日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- 基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。
- 分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ



- ・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

〈主な投資制限〉

- 株式への直接投資は、行ないません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

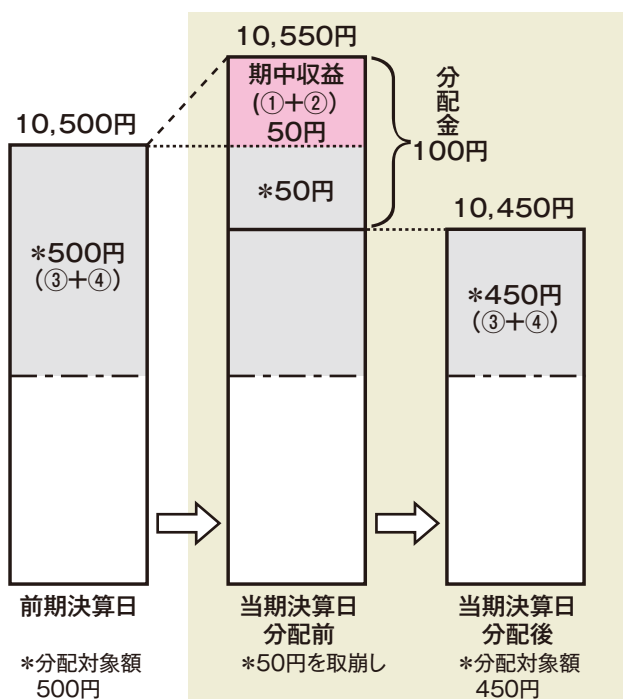
投資信託で分配金が支払われるイメージ



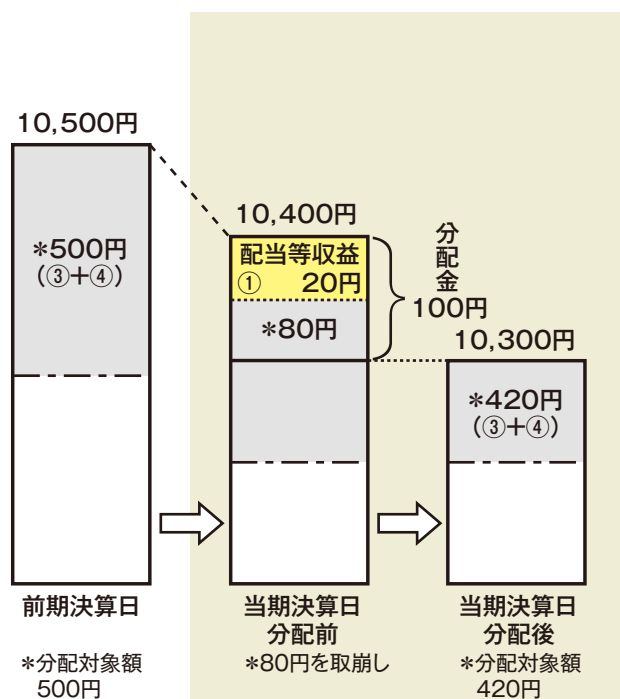
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

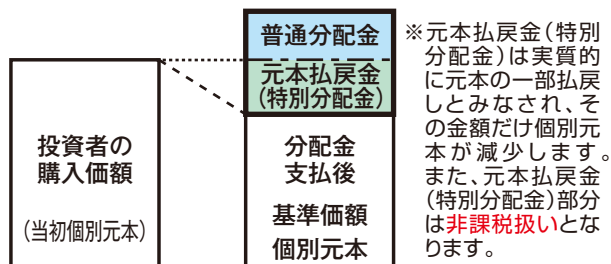


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

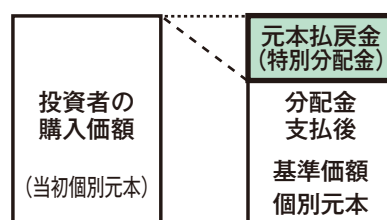
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

価格変動リスク・信用リスク		組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
	株価の変動	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。
	公社債の価格変動	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。
	リートの価格変動	リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。
為替変動リスク		外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
カントリー・リスク		投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他		解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。委託会社は、再委託先とファンド運営上の諸方針を反映している運用委託契約に基づく投資ガイドラインを締結し、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

2012年3月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	6,025円
純資産総額	1,261億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	1.8%
3カ月間	13.0%
6カ月間	18.7%
1年間	2.0%
3年間	47.4%
5年間	-22.8%
設定来	-4.1%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：180円

設定来分配金合計額：4,045円

決算期	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期	第70期	第71期	第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
	11年4月	11年5月	11年6月	11年7月	11年8月	11年9月	11年10月	11年11月	11年12月	12年1月	12年2月	12年3月
分配金	15円	15円	15円	15円	15円	15円	15円	15円	15円	15円	15円	15円

※分配金は、収益配分方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

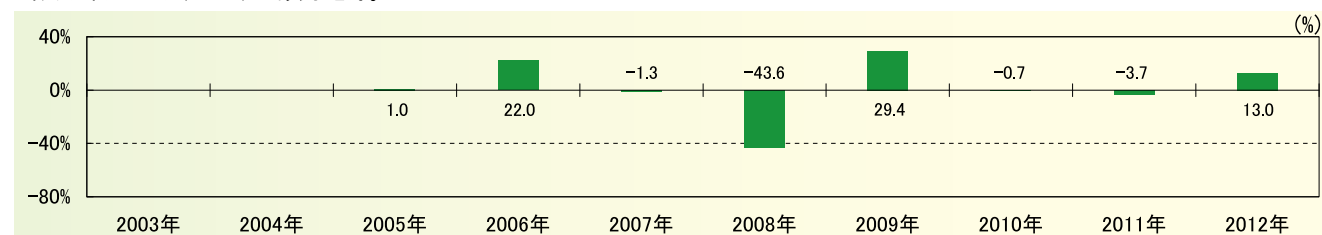
資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	債券ポートフォリオ特性値		組入上位銘柄		国・地域名	比率
外国債券	32	32.2%	米ドル	34.5%	直接利回り(%)	4.9	株 式 リ ー ト	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	イギリス	0.8%
外国株式	151	31.6%	ユーロ	15.8%	最終利回り(%)	2.5		CHEVRON CORP	アメリカ	0.8%
外国リート	93	31.0%	英ポンド	14.2%	修正デュレーション	7.0		TSMC	台湾	0.8%
			豪ドル	13.6%	残存年数	9.1		BHP BILLITON LTD	オーストラリア	0.6%
			カナダ・ドル	6.5%	債券格付別構成	比率		AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	オーストラリア	0.6%
			香港ドル	3.8%	AAA	88.4%		UNIBAIL-RODAMCO SE	フランス	1.9%
			シンガポール・ドル	2.6%	AA	8.9%		SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	1.8%
			日本円	1.9%	A	2.6%		WESTFIELD GROUP	オーストラリア	1.8%
			台湾ドル	1.6%	BBB	-		WESTFIELD RETAIL TRUST	オーストラリア	0.8%
コール・ローン、その他		5.2%	その他	5.4%	BB	-		EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	0.8%
合計	276	100.0%	合計	100.0%	合計	100.0%	合計			10.7%

※債券格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※債券格付別構成について、日系発行体はR&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの順で格付けを採用し、海外発行体はMoody's、S&Pの格付けの高い方を採用し、算出しています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2005年は設定日（11月18日）から年末、2012年は3月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（LIFFE）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。
申込締切時間	午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）
購入の申込期間	平成23年12月3日から平成24年12月3日まで （終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止することがあります。
信託期間	無期限（平成17年11月18日当初設定）
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎月9日（休業日の場合翌営業日）
収益分配	年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。
信託金の限度額	1兆8,000億円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ〔 http://www.daiwa-am.co.jp/ 〕に掲載します。
運用報告書	毎年3月および9月の計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。購入時の申込手数料の料率の上限は、 2.1%（税抜2.0%） です。
信託財産留保額	ありません。

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	毎日、信託財産の純資産総額に対して 年率1.365%（税抜1.30%） ※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。			
	〈運用管理費用の配分〉	委託会社	販売会社	受託会社
	200億円未満の場合	年率0.63%（税抜0.6%）	年率0.6825%（税抜0.65%）	年率0.0525% （税抜0.05%）
	200億円以上500億円未満の場合	年率0.5775%（税抜0.55%）	年率0.735%（税抜0.7%）	
	500億円以上1,000億円未満の場合	年率0.5250%（税抜0.5%）	年率0.7875%（税抜0.75%）	
その他の費用・ 手数料	1,000億円以上の場合	年率0.4725%（税抜0.45%）	年率0.84%（税抜0.8%）	
	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。			

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

〈税 金〉●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して10%

※上記は、平成24年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。 ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。